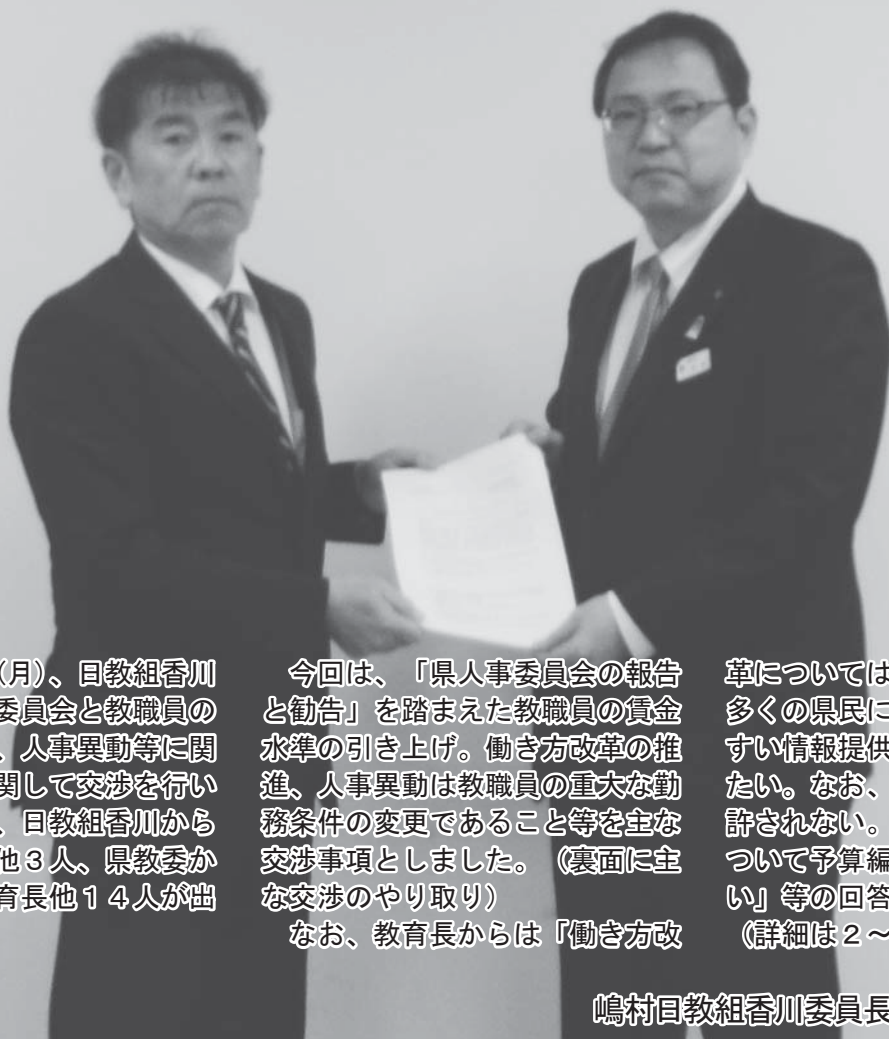


日教組香川 2024.12



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

労使でめざすは時間外0時間の世界



11月18日(月)、日教組香川は、香川県教育委員会と教職員の賃金・労働条件、人事異動等に関する秋季要求に関して交渉を行いました。参加は、日教組香川から嶋村執行委員長他3人、県教委からは淀谷新県教育長他14人が出席しました。

今回は、「県人事委員会の報告と勧告」を踏まえた教職員の賃金水準の引き上げ。働き方改革の推進、人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であること等を主な交渉事項としました。(裏面に主な交渉のやり取り)

なお、教育長からは「働き方改

革については、見通しをもって、多くの県民に理解していただきやすい情報提供の方法を考えていきたい。なお、勤務時間の改ざんは許されない。また、人員の確保について予算編成で頑張っていくたい」等の回答がありました。

(詳細は2～5面)

嶋村日教組香川委員長(左)と淀谷県教育長

なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合」等にご注意ください

日教組香川は、なりすまし団体「日教組香川三観地区教職員組合 執行委員長 片山元久」らに対して、「日教組香川」の名称不使用の裁判を起こしました。まず、昨年11月21日、高松地裁で、なりすまし団体に対して「日教組香川」を含む名称を使ってはならないと判決がでました。その後、なりすまし団体は、高松高裁に控訴しましたが、今年4月28日に、控訴は棄却されました。さらに、なりすまし団体は、最高裁に上告しましたが、今年10月17日に、上告は棄却され、裁判結果は確定しました。

なりすまし団体は、法的に「日教組香川」の名称を使用できません。

「日教組香川三観地区教職員組合」は、日教組、日教組香川とは全く関係のない団体です。ご注意ください。

また、「日教組香川三観地区教職員組合 高橋敦」も、全く日教組、日教組香川とは関係ありません。そして、日教組香川の組合員でもありません。ご注意ください。

名称不使用裁判確定

日教組香川

HP



日教組

公式LINE



人事委員会勧告の尊重を

日教組香川「「令和6年香川県人事委員会報告と勧告」を踏まえ、公教育の社会的重要性に応える人員の確保と、教職員が専門性を発揮し、意欲をもって働くことができるよう、教職員の勤務実態をふまえた賃金に改善すること」

県教委「職員の給与改定については、人事委員会の勧告を尊重するということを基本として対応すべきものと考えている。給与に関する協議についても適切に対応したいと考えている。なお、同勧告を踏まえ、昇給及び勤勉手当に勤務実績を反映させているところである」

日教組香川「部局と県職連合が14日妥結した。その内容で、教育委員会から提案があると考えていいか」

県教委「そうである」

学校の働き方改革推進を

日教組香川「学校の働き方改革を進めるにあたっては、教職員団体である日教組香川と協議の場を持ち、適切な対応を早急にすすめること」

県教委「超過勤務時間の縮減を含め、教職員の働き方改革については、教育長を座長とした教職員働き方改革研究会において実施していく。団体交渉の場で、現場の先生方の声を承りたい」

日教組香川「大前提として、教職員の働き方改革プランの最終目標は、時間外勤務0時間でいいか」

県教委「最終目標は、時間外勤務0時間である」

日教組香川「改正給特法「指針」をふまえた在校等時間の適切な管理の徹底をすすめること」

県教委「給特法第7条に規定する指針を踏まえ、教育職員が在校している時間については、客観的に計測する必要がある。ICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握を全ての市町教育委員会が実施・管理していると認識している」

日教組香川「虚偽記載や改ざん等の違法な実態がある場合は、適切に指導すること」

県教委「虚偽記載や改ざん等の違法な実態について、市町教育委員会から報告がなされた際には、適切に指導する」

日教組香川「「適切に指導する」とは、以前の回答通り、『状況によっては信用失墜行為として処分の対象にもなりうる』と回答している。県教委としてもその認識でいいか」

県教委「その通りである」

日教組香川「勤務の割り振りが適正にされるよう市町教育委員会、学校現場に通知を出すこと」

県教委「勤務時間の割り振りについては、市町教育委員会と連携し、各学校において適正に勤務時間の管理がなされるよう指導してまいりたい」

日教組香川「勤務間インターバルの実施を検討すること」

県教委「勤務間インターバルについては、国の動向を注視してまいりたい」

日教組香川「文科省が示した「学校および教師が担う業務の役割分担」をもとに、積極的な業務移行を行うこと」

県教委「学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化については、市町教育委員会、校長が行うべきものであるが、県教育委員会としては、文部科学省の通知等に基づ

き、業務の適正化等に向け、市町教育委員会に周知・指導を行っている」

日教組香川「教職員の働き方改革を推進するために、教員の持ち時間を、小学校20コマ以下、中学校18コマ以下、高等学校16コマ以下、特別支援学校は上記の校種でのコマ数になるような教員の増員および配置を行うこと」

県教委「要望として伺っておく。なお、小・中学校においては、令和3年度から「小・中学校における35人学級の実施」、「小学校高学年における教科担任制の拡充」を2つの柱とする新しい指導体制を実施しているところである」

日教組香川「教職員確保の観点から、教職員の採用には講師経験を優遇すること」

県教委「講師の経験を考慮する観点から、小学校及び中学校の本県講師を対象とした特別選考を実施している」

日教組香川「改正教育公務員法の改正にともなう指標の策定・変更について、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励や指導助言が、研修の強制につながらないものにすること」

県教委「希望による研修の受講は、教員の主体性に基づくものであり、このことは「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」(令和4年8月文部科学省)等により、受講奨励における留意事項として教育委員会および各学校に通知されている。教育センターにおいても受講奨励や指導助言が、研修の強制につながらないよう配慮していく」

日教組香川「教育委員会主催業務については、勤務時間内で行うよう、通知すること」

県教委「教育委員会主催の業務については、勤務時間内で実施していると認識している」

日教組香川「県外出張の復命書を廃止し、口頭で行えるようにすること」

県教委「県外出張の復命については、各市(町)立学校の管理運営に関する規則により、出張後は学校長にその概要を復命することが定められている」

日教組香川「市町村の規則内で書類での提出を求められていないのであればこれも作成しないという理解でよろしいか」

県教委「市町教委の判断による」

日教組香川「妊娠者への負担軽減をより進めること」

県教委「妊娠者の体調等を考慮し、負担軽減に努めるよう市町教育委員会と連携してまいりたい」

日教組香川「産休者を個人懇談会に出席させて事案があった。あつてはならないことであると認識しているか」

県教委「産休者を個人懇談会に出席させることはあつてはならないことだ。事務所を通して市町教委、学校長に指導した」

ゆたかな教育の創造を

日教組香川「小学校教科担任制の運用にあたっては、学校現場の裁量で柔軟に対応できるようにすること」

県教委「県教育委員会としては、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るとともに、学級担任が行う授業時間数の縮減に向けた指導体制の柱の1つとして、小学校高学年における教科担任制の拡充を実施するとともに、



日教組香川執行部

必要な教員の増配置に努めているところである。また、令和7年度からは中学年にも拡充できるよう国の動向を注視していく」

日教組香川「小学校低学年では30人以下学級が実現できるよう加配等を進めること」

県教委「県教育委員会としては、令和4年度から、小学校、中学校全学年で35人学級を実施しているところであり、今後とも教育課題に対応したより効果的な指導体制が実現できるよう、さまざまな機会を捉え、引き続き国に要望していきたい」

日教組香川「授業時数の確保について、余剰時間が増えすぎないように市町教委に通知すること」

県教委「授業時数の適正化に向け、引き続き市町教育委員会と連携して参りたい」

日教組香川「教職員の未配置状態を早急に解消すること」

県教委「教員の未配置を解消するため、代替教職員については、講師登録などを積極的に働きかけて任用に努めているところであり、今後も確保に努めていく」

日教組香川「養護教員、事務職員の全校配置、また、大規模校には複数配置をすすめること」

県教委「養護教諭、学校事務については、義務標準法に則って、国の加配の状況も勘案しながら配置している」

多忙化の一要因である自主的研究団体「香小研」「香中研」の改革を

日教組香川「多忙化の一要因である自主的研究団体「香小研」「香中研」の改革に向け、県教育委員会は積極的に提言すること」

県教委「教職員の働き方改革の推進が喫緊の課題となっている中、学校や教育委員会に留まらず教育関係団体にも時流に沿った見直しが求められていることに鑑み、県教育委員会から香小中研会長あてに運営の見直しが必要であると考えられる内容について、文書を発出している」

日教組香川「市町教育委員会主催の行事を自主的研究団体「香小研」「香中研」に運営を任すことがないよう通知すること」

県教委「市町教育委員会主催の研修会については、各市町教育委員会において適切に判断し、対応しているものと考えている」

日教組香川「自主的研究団体「香小研」「香中研」への強制加入が行われないよう通知を出すとともに、管理職に指導をすること」

県教委「香小中研会長あてに運営の見直しが必要であると考えられる内容を示した文書において、香小中研への入会・退会は任意であることを、年度初め等に全教職員

に説明し、その意思を確認することを求めている」

30歳以上の臨時・非常勤学校事務職員に、正規職員への道を

日教組香川「学校事務職員において、30歳以上の臨時・非常勤学校事務職員に、正規職員への道をさらに拡大すること」

県教委「職務経験者型採用選考試験の採用予定人数については、大学卒業程度、高校卒業程度の採用試験の人数と合わせて必要な数を検討している」

不妊治療ができる環境を

日教組香川「長期間の不妊治療が可能となるようさらに休暇を延長し、1年間とすること」

県教委「職員の給与等に関する報告と勧告（令和3年10月香川県人事委員会）の趣旨を踏まえ、令和4年1月1日に不妊治療休暇の取得可能日数を年6日から年10日に拡充したところである」

日教組香川「職場で不妊治療をしている教職員に対して、十分な配慮をするよう、市町教育委員会や校長を指導すること」

県教委「不妊症の治療について、相談があったことや相談内容について、養護教諭等を窓口とするなど休暇申請に係る管理職への事前相談についても教職員のプライバシーに十分配慮するよう周知している」

人権・同和教育の充実を

日教組香川「「みんなですすめる人権・同和教育」（改訂版）を確実に一人一冊携帯することし、校内研修等で活用するよう周知・徹底し、人権・同和教育の充実をさらに進めること」

県教委「人権・同和教育教職員ハンドブック「みんなですすめる人権・同和教育」の改訂版は、令和3年4月に公立小・中・高等学校・特別支援学校のすべての管理職及び教諭、養護教諭へ配付し、令和4年度以降についても、初任者研修会にて全初任者へ配付することで、県内すべての教職員が持てるようにしており、個人持ち資料として保有・活用していただくようお願いしている。これまで配布できていなかった講師や事務職員用に学校保管のハンドブックを今年度6月に全学校に追加配布した。配布したハンドブックを活用することで、全職員が教職員研修でハンドブックを用いた研修が可能となり、活用の促進が期待できる。4月に開催した「新任人権・同和教育主任研修会」や指導主事を学校等へ派遣する「人権・同和教育出前講座」等、様々な機会をとらえて「みんなですすめる人権・同和教育」の積極的な活用を促すとともに、実際にハンドブックを活用した研修を実施している。「みんなですすめる人権・同和教育」と併せて、人権・同和教育問題学習の授業づくりを詳しく説明した「人権・同和教育問題学習教職員リーフレット」も作成・配付しており、これらの資料は、多様な活用ができるように、県教委のホームページにも掲載している。2つの資料に加え、毎年小学6年保護者用に配布したリーフレット「子どもの笑顔とともに」等、様々な資料や手法を使いながら引き続き本県の人権・同和教育の充実に力を入れていきたい」

「インクルーシブ教育」の推進を

日教組香川「通級学級を増設し、必要な教員を増員すること」

県教委「市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めており、今年度は、県の単独予算措置による加配2校を含め、小学校2校を増設し、設置校は46校で、通級による指導担当教員を少なくとも1名ずつ配置している。さらに、指導担当教員の複数配置校を増加し、市町教育委員会と連携しながら通級指導教室の充実に努めているところである。学校の実情に応じた教員の適正な配置に努め、特別支援教育の充実にために、国に対し、必要な財源措置を要望してまいりたい」

日教組香川「小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に行うこと。2019年3月の県議会で、高田議員の質問に対しての教育長答弁を再度確認すること」

県教委「特別支援教育に関する理解の促進と専門性の向上の観点を踏まえ、小・中学校と特別支援学校との人事交流を進めていきたいと考えている」

日教組香川「「4.27通知」について、一律に通常学級で学ぶ時間を制限するのではなく、一人ひとりの子どもの状況や育ちに応じた教育課程の編成及び弾力的な運用がはかれるよう市町教委に通知すること」

県教委「令和4年4月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」は、これまで同省が周知してきた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級など）を検討するプロセス等について改めて周知することを主な目的として発出されたものである。県教育委員会では、この通知を受け、市町教育委員会及び小・中学校長等に対し、児童生徒のその時点の教育的ニーズを踏まえて学びの場の検討を行ったうえで、特別支援学級での指導が必要な児童生徒については、退級に向けて段階的に通常の学級における交流及び共同学習の時間を増やしている児童生徒を除き、特別支援学級において障害に応じた特別な指導を概ね週の授業時数の半分以上行うことなどを求めている」

日教組香川「通常学級で学びたいという保護者や子どもたちの希望を最優先すること」

県教委「障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況、専門家の意見等を総合的に勘案し、本人及び保護者の意向を最大限尊重して、市町教育委員会が判断することとされている」

日教組香川「「障害者基本法」の第十六条の「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない」「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」「交流及び共同学習を積極的に進める」を確認したい」

県教委「「障害者基本法」の第十六条を確認する」

ハラスメント防止と対応を

日教組香川「管理職や市町教育委員会への研修等を充実させること。県教委として安心・安全に働ける職場にな



県教育委員会

るように改善方策を指導すること」

県教委「管理職に対しては、新任教頭研修会の講話「新任教頭に期待する」（小・中）および「学校における労働安全衛生管理について」「学校管理演習」（高・特）、学校事務管理者研修会の講話「人事評価・ハラスメント・ワークライフバランス」の中でハラスメント問題全体について扱っている。県教育センターで実施する教職員研修において、ハラスメントの防止に関しては、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅱ、20年経験者研修の講話・演習「教育法規」の中で、「体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等」として扱っている。また、職務研修においては、新任教頭研修会の講話「新任教頭に期待する」の中で、ハラスメント問題全体について扱っている。

県教育センターのオンライン研修サイトにおいて、研修教材「ハラスメントのない快適な職場づくり（香川県教育委員会）」を掲載している。

ハラスメントに関する問題が生じた場合は、管理職等の管理監督者が、市町教委との連携のもと、調査を含め適切に対応していると認識している。

また、県教委は、ハラスメントに関する調査が報告されれば、これまでも適切な対応をするよう努めてきた。

いずれにしても、ハラスメントは初動対応が大事であり、まずは管理監督者が適切に対応するよう、引き続き指導してまいりたい。

なお、事実が確認できなかった場合も含めて、ハラスメントが疑われるような事案が生じた場合には、ハラスメントに関する方針を改めて周知・啓発すること等により、再発防止に向けた措置を講じる必要があると考えている。

令和2年6月1日教総第2969号教育長通知において、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する方針」を策定（令和6年8月19日一部改正）し、当該方針において、パワー・ハラスメントに関する懲戒処分は、免職、停職、減給又は戒告とする旨規定している

病気休職者対策と復帰支援プログラムの改定を

日教組香川「精神疾患による病気休職者も増加している中、その対応に関して、管理職や市町教育委員会への研修等を充実させること。復職にあたっては、個別の案件をふまえること。その上で、復帰支援プログラムが勤務校での実施が無理な場合、勤務校以外で行えるようにするなど休職者に寄り添った柔軟な対応をする内容に変更すること」

県教委「職場復帰プログラムは、原則として休職者が所

属する職場において行うこととしている。特別な事情については、プログラムの実施方法等について個別に検討することとする」

希望を尊重した人事異動を

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。そのため、本人の希望を十分に尊重した人事異動を行うこと」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と

基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。

原則として、同一校勤務3年以上の者を人事異動の対象としており、人事面談もそれにあわせて原則3年以上の者としているが、特別に希望する場合はこの限りではない。

日教組香川「希望にそぐわない人事異動後のモチベーションを保つために「内示→苦情処理→発表」のシステムに変更すること」

県教委「人事異動のシステムについて、変更の予定はない」

日教組2024平和集会@福島 思い込みが悲劇を招く

11月9、10日、日教組は、2024年度平和集会を福島県で開催しました、

会場であるJヴィレッジは、震災から数日後には、原発事故収束の対応拠点として使用された施設で、震災から約8年が経った2019年8月に営業が再開され、現在は『ふくしま復興のシンボル』を使命とし、国内外に広く情報発信しています。

また、フィールドワークでは、東日本大震災の現在の状況を視察しました。現地では、避難指示区域が解除されつつあるものの、震災直後のままだになっている様子も見られ、そのような福島県の現状に関する報道は年々減少していますが、私たちは

事故を風化させないとりくみをすすめていく必要があります。

また、今年で戦後79年となりましたが、世界では戦争が絶えることはなく、核兵器の脅威が差し迫っています。核兵器や原発による人々の不安を払拭するための運動を私たちは今後も続けていかなければなりません。

本集会では、レポート報告をもとにした分科会や現地フィールドワークを通して、核兵器廃絶や脱原発へのとりくみの重要性、平和運動・平和教育の大切さを再認識する機会になりました。

なお、日教組香川から1人参加しました。



原発は確かに人々の生活に豊かさをもたらしたようにみえたけど、それ以上に東日本大震災と原発事故による複合災害が、人々の心に深く癒えることのない傷跡を残し、13年経った今もなお人々を苦しめていると今回の福島平和集会で強く思いました。

「事故なんて起こるわけがない」「私達には関係ないから大丈夫」

その思い込みが、悲劇を招くきっかけになることも今回の研修を通して痛感しました。

今回の集会を通して、見て、聞いて学んだことを、子どもたちと共有しながら、一緒に今ある当たり前を考えていきたいと思います。



気持ちよく 安心して 働けていますか？

JTU-カフェ&電話相談会

人事異動
相談も
行います

Open → 12月12日(木)18:30~20:00

@ 日教組香川事務所(高松市中野町15-24 佐藤ビル1F)

毎月1回【JTU-カフェ】をOpenしています！

飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。

組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代500円いただきます。

引き続き電話・FAXでのご相談も引き続き承ります。

TEL: 0120-27-5925 FAX: 087-802-1642

パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます。



授業で使える小技や小ネタ⑤⑤(分かりやすい割合の解説(4))

石原清貴(元小学校教員)

・今回の話

前回のお話は、「操作の倍(変化の倍)」の問題を使って倍の三用法の指導をする事で割合の本質が理解できるという内容でした。今回のお話は「関係の倍」です。関係の倍というのは比較する2つの量の大きさ関係を倍で表すというものです。例えば次のような問題です。

①「Aさんの鉛筆は15cmでBさんの鉛筆は10cmです。Aさんの鉛筆はBさんの鉛筆の何倍の大きさですか？」
この問題と以前の「竹の子の問題」(操作の倍)と比べてみてください

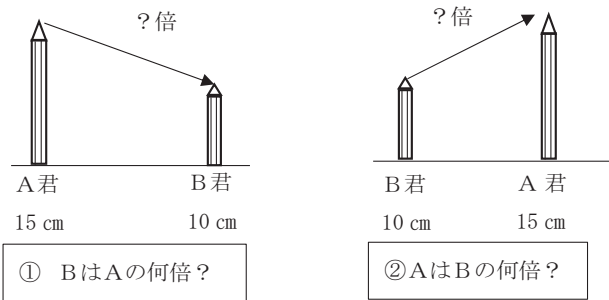
②「昨日10cmだった竹の子が今日は15cmになっています。竹の子は昨日の何倍になりましたか？」

この竹の子の変化の割合(成長率)を求める問題は簡単に10が15になったのだから「 $10 \times ? = 15$ 」「 $? = 15 \div 10$ 」「 $? = 1.5$ 」という計算式に表わして解決する事ができます。それに対して①の問題には竹の子の問題のような前後の関係がありませんから、どちらが基にする量でどちらが比べられる量なのか分かりません。そのため戸惑う子が多いのです。

・関係の倍問題は どうやって読み解かせる?

③「Aさんの鉛筆は15cmでBさんの鉛筆は10cmです。Aさんの鉛筆はBさんの鉛筆の何倍の大きさですか？」
Q<どちらの図が問題に合っていますか?>

ここで、子どもたちにどちらの図が題意に合っているのか考えてもらいます。



意見を聞いた後でそれぞれの図を言葉で表わして題意に合っているのが②であることを確認します。

そして、再度、問題文に目を向けさせ問題文の中に「○○は○○の何倍?」という文節がないか探させます。そしてそれが見つけられるとその文節にアンダーラインを入れさせます。

④「Aさんの鉛筆は15cmでBさんの鉛筆は10cmです。Aさんの鉛筆はBさんの鉛筆の何倍の大きさですか?」

そして次のように説明します。
「どちらが基にする量なのか分からない時は、文章問題の中から「○○は△△の何倍?」という文を探してください。

そしてその文章通りにならめっ

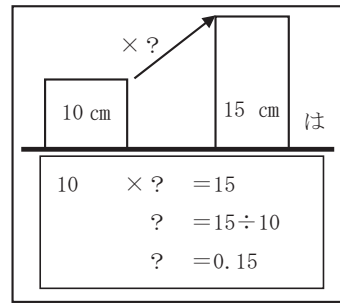


石原清貴氏

こ図に表わしてもらいます。

「Aさんの鉛筆は15cmでBさんの鉛筆は10cmです。Aさんの鉛筆15cmはBさんの鉛筆10cmの何倍の大きさですか?」

→上記の文を「10cmの何倍が15cmになるのか?」と読み替えさせると図と直結します。

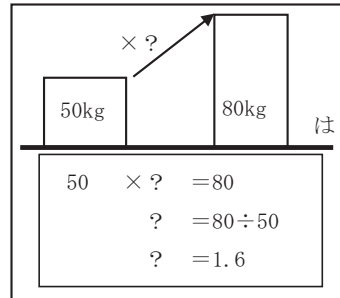


このあたりが関係の倍の問題を解くめんどくさいところですが、このように

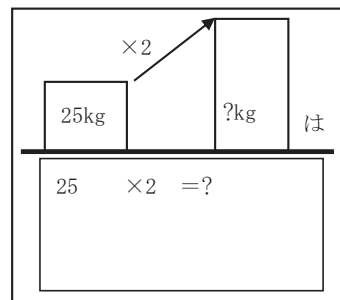
- ・問題文の中にある「○○は△△の何倍?」にアンダーラインを入れる。
- ・この文を「△△の何倍が○○になるのか?」と読み替えさせる。

・そうすると「△△x?=○○」という式となりならめっこ図に表せるようになる。

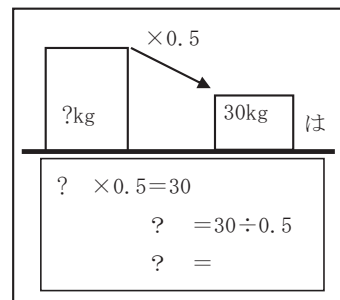
・関係の倍は身近な素材で三用法の練習問題を作ると分かりやすくなる



問題 僕の体重は50kg、父の体重は80kgです。父の体重は僕の体重の何倍ですか?



問題 僕の体重?kgは弟の体重25kgの2倍です。僕の体重は何kg?



問題 妹の体重30kgは母の体重?kgの0.5倍です。母の体重は何kg?

関係の倍の問題も2つの量の分別さえ出来れば後の三用法も簡単に理解できるようになります。

今回は分布の倍です。

2026年度教員採用試験(2025年実施)対策講座 前期日程(10月~3月)

◆講座開講場所、内容、日程(予定)※変更する場合があります。最新日程はHPでご確認ください。

大川会場		高松会場		丸亀会場	
長尾公民館		ふらっと仏生山 (高松市仏生山交流センター)		マルタス (丸亀市市民交流活動センター)	
専門教養対策 ・集団面接対策 ・教育諸課題 ・TAC講座視聴 ・第1次試験直前対策 ・第2次試験直前対策 ・模擬授業等(各回の詳細はお問合せください)					
1	10/15(火) 19:00~21:00	1	10/26(土) 13:00~16:00	1	10/24(木) 19:00~21:00
2	11/19(火) 19:00~21:00	2	11/23(土) 13:00~16:00	2	11/28(木) 19:00~21:00
3	12/17(火) 19:00~21:00	3	12/28(土) 13:00~16:00	3	12/26(木) 19:00~21:00
4	1/21(火) 19:00~21:00	4	2/1(土) 13:00~16:00	4	1/23(木) 19:00~21:00
5	2/18(火) 19:00~21:00	5	3/1(土) 13:00~16:00	5	2/27(木) 19:00~21:00
6	3/18(火) 19:00~21:00	6	3/29(土) 13:00~16:00	6	3/27(木) 19:00~21:00

- ◆主催:日教組香川教職員組合(日教組香川)
- ◆講師:日教組香川組合員(現職教員、OB等)
資格の学校 TAC 講師(講座録画視聴)
- ◆対象:香川県の教員をめざす講師の方々
(臨時採用教職員、非常勤講師)等
- ◆定員:各会場10名程度
- ◆申込期限:随時受付、定員になりしだい受付終了
します。
- ◆受講要件:日教組香川組合員になっていただき
組合費を納入すると受講ができます。
組合費は、1000円/月です。加入月から納入し
てください。「給与天引き」もできます。
- ◆申込方法等詳細は、下記までご連絡を
電話 0120-275-925
090-7757-2706
メール jtukagawa@circus.ocn.ne.jp

「資格の学校 TAC」は、40年
以上蓄積した合格するための独
自メソッドを活用し、毎年多くの
合格者を輩出している資格取得
の専門予備校です。
3年前から、この TAC と日教
組がタッグを組み、教員採用試
験対策講座を開催します。日教
組香川では、この講座の配信を
録画し、講座で視聴します。な
お、TAC の教員採用対策では、
一番低額な講座で54,000円
(通常受講料・教材費・税込)と
なっています。(HP から)

全国のなかまが
応援しています

全国のなかまと
合格しよう

QRコードから申し込めます



2026年度教員採用試験(2025年実施) 対策講座受講生募集開始!!

2024年10月より、今年も県内3地区で開催中

詳細はHPで

日程決定
(裏面参照)

	日時	場所
	前期(10~3月)	
大川会場	毎月第3火曜日	長尾公民館
	19:00~21:00	
高松会場	月1回土曜日	ふらっと仏生山 (高松市仏生山コミュニティセンター)
	13:00~16:00	
丸亀会場	毎月第4木曜日	マルタス (丸亀市市民交流活動センター)
	19:00~21:00	

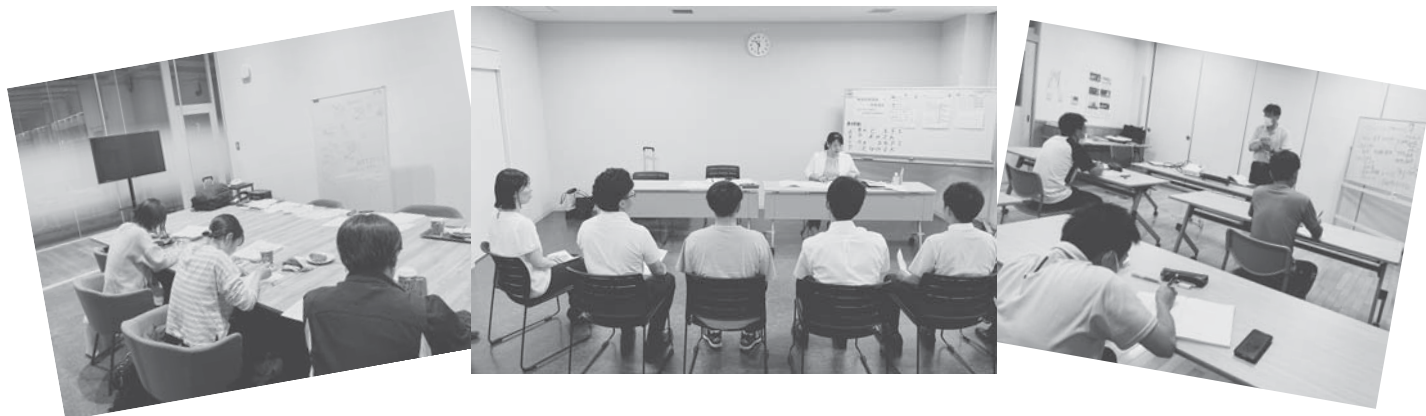


☆資格の学校TACのオンライン講座

☆経験豊かな現職&OB教員の講師による
面接指導や模擬授業対策

☆自習時間等での個別対応

受講者2次合格者8人(県外1人含む) (小4人、中音2人、中体2人)



日教組香川はあなたの夢を実現するためのサポートをします。

お申し込み、お問い合わせは



または ☎ 0120-27-5925 まで